

健康増進機器認定制度の策定経緯

高齢社会においては、健康と病気の間絶的な「未病」と感じている人がいること、医療機関での検査を受けるも「特別問題なしとされるが自身は体調はよくない」と感じている人がいること等から、当協会では、健康増進・予防関連市場の拡大及び健康寿命の延伸に向けた事業に取り組むことが重要と考え、新たな事業として体調改善機器の導入に向けた研究を行って来ました。2016年(平成28年)から学識経験者等(医学・工学、消費者代表)と議論を重ね、2017年(平成29年)4月、体調改善機器の制度運営に関して検討する体調改善機器専門委員会(協会の一部理事で構成)を設置、また、2018年(平成30年)3月、体調改善機器の認定に関して評価・審査する体調改善機器評価審査委員会(学識経験者や消費者代表から構成)を設置し、2018年(平成30年)10月から体調改善機器認定事業を開始しました。

2019年(令和元年)12月、厚生労働省及び都道府県(行政機関)から、本事業は家庭向けの健康機器・美容機器等を認定の範囲とされているので、事業内容がわかりやすい「健康増進機器」という名称に変更してはどうかのご意見を受け、2020年(令和2年)1月の当協会理事会に諮り、名称を「健康増進機器認定制度」に変更することとしました。